

仙台市水道局発注工事の下請負人における社会保険等未加入対策に係る事務取扱要領

(令和2年3月17日仙台市水道事業管理者決裁)

(趣旨)

第1条 この要領は、仙台市水道局発注工事の下請に係る健康保険、厚生年金保険及び雇用保険（以下「社会保険等」という。）の未加入対策の取組みを実施することに関し必要な事項を定める。

(社会保険等未加入建設業者の定義)

第2条 この要領において、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可を受けて建設業を営む者で、次の各号に係る届出をしていない者（ただし届出の義務がない者を除く。）を「社会保険等未加入建設業者」という。

- (1) 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出
- (2) 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出
- (3) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出

(概要)

第3条 仙台市水道局が発注する建設工事において、受注者と社会保険等未加入建設業者との下請契約を認めないこととする。

2 建設工事が次のいずれかに該当する場合は、前項の規定にかかわらず、社会保険等未加入建設業者を下請負人とすることができる。

- (1) 大規模災害発生時の緊急工事の場合
- (2) 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合
- (3) その他の特別の事情があると総務部財務課長（以下「財務課長」という。）が認める場合

(社会保険等未加入建設業者の確認方法等)

第4条 建設工事を所管する課の長（以下「工事担当課長」という。）は、受注者から提出された施工体制台帳並びに再下請負通知書の「健康保険等の加入状況」欄において、社会保険等の加入状況を確認する。

2 工事担当課長は、前項の社会保険等の加入状況の確認において、社会保険等未加入建設業者を確認した場合、当該社会保険等未加入建設業者に関係する施工体制台帳の写し及び再下請負通知書の写しを速やかに財務課長へ提出するものとする。なお、当該建設工事が前条第2項各号のいずれかに該当する場合、工事担当課長は社会保険等未加入建設業者を下請負人とする理由書を併せて提出するものとする。

(下請業者が社会保険等未加入建設業者だった場合の措置)

第5条 財務課長は、前条第2項により社会保険等未加入建設業者を確認した場合、受注者に対し、様式1により、当該社会保険等未加入建設業者が、未加入の社会保険等につき届出の義務を履行した確認書類を、この通知が行われた日から原則30日（ただし二次以下の下請業者が社会保険等未加入建設業者の場合、財務課長が、受注者において確認書類を当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間）以内の指定した期日までに財務課長へ提出すべき旨を通知するとともに、工事担当課長へその写しを送付する。

- 2 受注者は、前項の期日までに当該社会保険等未加入建設業者が社会保険等の届出の義務を履行したことが確認できる書類を様式2により財務課長へ提出するものとする。
- 3 受注者は、当該社会保険等未加入建設業者が法令の定めにより、第2条に規定する届出の義務を有していないことを確認した場合には、前項の規定にかかわらず、第1項の期日までに様式3を財務課長へ提出するものとする。
- 4 財務課長は、第1項の期日までに確認書類が提出されなかった場合には、工事担当課長へその旨を通知し、有資格者に対する指名停止に関する要綱(平成4年8月26日管理者決裁)の規定に基づき、受注者に対する指名停止の手続きを行うとともに、様式4により、当該社会保険等未加入建設業者の建設業に係る許可権者へ通報するものとする。
- 5 工事担当課長は、前項の通知があった場合、仙台市水道局工事成績評定要領(平成14年10月30日 管理者決裁)に基づき、工事成績評定の減点を行うものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和2年4月1日から実施する。
- 2 この要領の規定は、この要領の実施の日以後に一般競争入札に係る公告又は指名競争入札に係る指名の通知が行われる契約について適用し、同日前に当該公告又は当該指名の通知が行われた契約については、なお従前の例による。

〇〇〇〇〇第 号
年 月 日

(受注者)
商号又は名称

代表者職氏名 様

仙台市水道事業管理者

下請業者における社会保険等の加入が確認できる書類の提出について (通知)

貴社より提出された「施工体制台帳」により、社会保険等に未加入の下請業者が確認されました。ついでには、当該下請業者が、未加入の社会保険等につき届出の義務を履行した事実を確認することができる書類の提出を、下記のとおり求めます。

- 1 工事件名 _____
- 2 契約番号 _____
- 3 提出期限 _____年____月____日
- 4 提出対象となる下請業者名及び未加入の社会保険等 (〇印について提出)

下請業者名	未加入の社会保険等		
	健康保険	厚生年金保険	雇用保険

5 提出書類

(1) 健康保険又は厚生年金保険については、以下のいずれかの書類の写し

- ・適用通知書
- ・健康保険 厚生年金保険 適用事業所関係事項確認 (申請) 書
- ・領収証書
- ・社会保険料納入証明 (申請) 書
- ・資格取得確認および標準報酬決定通知書

(2) 雇用保険については、以下のいずれかの書類の写し

- ・雇用保険適用事業所設置届事業主控
- ・領収済通知書及び労働保険 概算・確定保険料申告書※セットで提出のこと。
- ・雇用保険被保険者資格取得等通知書 (事業主通知用)

6 その他

- ・上記以外の書類を提出する場合には、別途協議とします。
- ・期限内に加入が確認できる書類の提出がない場合は、契約違反により指名停止措置を行います。

水道局総務部財務課

担当者 :

電話 :

年 月 日

仙台市水道事業管理者

(受注者)

所在地 _____

商号又は名称 _____

代表者職氏名 _____

㊞

下請業者における社会保険等の加入が確認できる書類の提出について

____年____月____日付R〇水総財第____号により通知されました「下請業者における社会保険等の加入が確認できる書類の提出について（通知）」については、次のとおりです。

1 対象となる下請業者名及び加入した社会保険等

下請業者名	加入した社会保険等		
	健康保険	厚生年金保険	雇用保険

(対象となる社会保険等の欄に書類名を記入)

2 対象となる社会保険等の書類
添付の通り

誓約書

____年____月____日

仙台市水道事業管理者

(受注者)

所在地 _____

商号又は名称 _____

代表者職氏名 _____

④

今般当社が受注した_(工事名)_____

_____において、当社が下請契約を締結した

「(下請業者名・代表者職氏名)_____」は、

別紙の理由により、(健康保険法第48条・厚生年金保険法第27条・雇用保険法第7条)に規定する届出の義務を有する者には該当しませんでした。

この誓約が虚偽、または誓約に反したことにより、いかなる措置を受けても異議は一切申し立てません。

- 1 該当する□欄にチェックしてください。
- 2 加入義務がないことの確認は、雇用保険は職業安定所（ハローワーク）又は労働基準監督署、健康保険及び厚生年金保険は年金事務所へ直接ご確認ください。

(健康保険・厚生年金保険)

- 従業員5人未満の個人事業所であるため。
- 従業員5人以上であっても、強制適用事業所となる業者でない個人事業所であるため。
- その他の理由

(「その他の理由」を選択した場合)

____年____月____日、関係機関（○○年金事務所 _____ 課）に確認を行いました。

(雇用保険)

- 役員のための法人であるため。
- その他の理由

(「その他の理由」を選択した場合)

____年 ____月 ____日、関係機関（○○職業安定所（ハローワーク））に確認を行いました。

〇〇〇〇〇第 号
年 月 日

〔 国土交通大臣（建設業許可）
都道府県知事（建設業許可）あて 〕

仙台市水道事業管理者

社会保険等に未加入の建設業者について（通知）

このことについて、仙台市水道局発注工事の下請契約において、社会保険等未加入建設業者を把握しましたので、下記のとおり通知いたします。

記

- 1 工事名
- 2 社会保険等未加入建設業者名
- 3 建設業許可番号
- 4 健康保険等の加入状況
健康保険 （ 加入済 未加入 適用除外 ）
厚生年金保険 （ 加入済 未加入 適用除外 ）
雇用保険 （ 加入済 未加入 適用除外 ）
- 5 添付書類
施工体制台帳の写し